

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する法人事業税、自動車税（種別割）、不動産取得税などほぼ全ての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の県税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 申請は、郵送や電子申請の利用をお願いします。

- 申請書や添付書類の様式については、青森県庁ホームページ「県税・市町村税インフォメーション」において掲載しております。
申請書などの用紙の郵送を御希望の方は、地域県民局県税部まで御連絡ください。
- また、電子申請による受付も行っております。詳しくは eLTAX のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) を御確認ください。

お問い合わせ先

東青地域県民局県税部 (青森市、東津軽郡)	(代)017-722-1111 内 6619~6623 (直)017-734-9970	〒030-8530 青森市新町二丁目 4-30 青森県庁舎北棟 1 階
中南地域県民局県税部 (弘前市、黒石市、平川市、 中津軽郡、南津軽郡)	(代)0172-32-1131 内 231・233 (直)0172-32-4341	〒036-8345 弘前市蔵主町 4 弘前合同庁舎内
三八地域県民局県税部 (八戸市、三戸郡)	(代)0178-27-5111 内 205・206 (直)0178-27-4455	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田 7 八戸合同庁舎内
西北地域県民局県税部 (五所川原市、つがる市、 西津軽郡、北津軽郡)	(代)0173-34-2111 内 210・211 (直)0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町 10 五所川原合同庁舎内
上北地域県民局県税部 (十和田市、三沢市、上北郡)	(代)0176-22-8111 内 211~214 (直)0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 十和田合同庁舎内
下北地域県民局県税部 (むつ市、下北郡)	(代)0175-22-8581 内 210・211 (直)0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目 1-8 むつ合同庁舎内

県税・市町村税インフォメーション

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>